

「指定管理者評価結果」を公表します

市では、指定管理者制度の導入目的である「市民サービスの向上」や「コスト削減」などの効果を検証するため、施設ごとに所管グループによるモニタリングや指定管理者選定評価委員会による評価を行っています。令和7年度の施設管理の実績に対する評価結果の内容をお知らせします。

【評定区分の判定】

	評定区分
評価割合が80%以上	A（優良）
評価割合が50%以上80%未満	B（妥当）
評価割合が50%未満	C（要努力）

◆評価結果



施設	指定管理者	評価割合	評定区分	所管グループ・問合せ先
心身障害児福祉施設 みどり学園	社会福祉法人 高浜市社会福祉協議会	93.0%	A	こども育成 グループ ☎95-9563
南部ふれあいプラザ・ 南部第2ふれあいプラザ	特定非営利活動法人 高浜南部まちづくり協議会	96.8%	A	総合政策グループ ☎ 95-9503
三高駅西駐車場	株式会社日本メカトロニクス	90.8%	A	財務グループ ☎95-9509
吉浜交流館	高浜市総合サービス株式会社	91.2%	A	文化スポーツ グループ ☎95-9569
女性文化センター及び春日庵	高浜市総合サービス株式会社	90.0%	A	
スポーツ施設	特定非営利活動法人 たかはまスポーツクラブ	87.2%	A	
高浜市やきものの里 かわら美術館・図書館	かわら美術館・図書館 運営共同事業体	83.9%	A	

◆評価の流れ

毎事業年度終了後、学識経験者や個々の施設に関する専門家や市民などで構成する第三者機関「指定管理者選定評価委員会」が、指定管理者選定時の事業計画、指定管理者年度事業報告書、所管グループによる年度モニタリングの評価結果などに基づき、指定管理者評価基準により採点方式で評価しています。

評価結果は、「指定管理者評価基準」により評価された評価点を合算し、評定区分に基づき判定します。

◆指定管理者評価基準（標準例）

区 分	評価項目
総 則	施設の目的や基本方針の確立、職員の勤務実績・配置状況 など
施設整備の 維持管理	施設・設備の保守点検、清掃管理、警備実績 など
運営および サービスの質の向上	利用実績、サービス水準の確保、事故防止対策への取組み など



▲三高駅西駐車場

問合せ先 市財務グループ ☎95-9509